

摂津市長 様

一般賃貸人  
住所又は所在地  
氏名又は名称

家賃等変更届出書

摂津市特定優良賃貸住宅供給促進事業制度要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

供給計画認定の年月日及び認定番号				平成 年 月 日 大阪府 指令建第 号			
特定優良賃貸住宅の名称							
特定優良賃貸住宅の所在地							
棟	階	タイプ及び専用面積（バルコニー除く）			契約家賃（円）	限度額家賃（円）	（変更後）敷金（円）
		住戸番号	住戸タイプ	面積（㎡）	現行／変更後	現行／変更後	
					/	/	
					/	/	
					/	/	
					/	/	
					/	/	
合計			戸	（㎡）	/ 円	/ 円	円

※限度額家賃計算表を添付して下さい。

限度額家賃計算表

(家賃改定用)

積算項目	金額 (円)
(イ) 特定優良賃貸住宅の建設に要した費用(当該費用のうち、地方公共団体の補助に係る部分を除く。)を期間35年、利率年9%で毎月元利均等に償還するものとして算出した額	
(ロ) 特定優良賃貸住宅の建設に要した費用(昇降機設置工事費、暖房設備設置工事費、冷房設備設置工事費、給湯設備工事費、浴槽及びふろがまの設置工事費並びに特殊基礎工事費を除く。)に1.4/1000を乗じて得た額	
<p>(ハ) 特定優良賃貸住宅について、昇降機、暖房設備、冷房設備、給湯設備又は浴槽及びふろがまを設置した場合においては、当該設備の設置工事に係る推定再建築費に相当する額に、次に掲げる当該推定再建築費に相当する額の区分に応じ、それぞれに次に掲げる率を乗じて得た額(1から3に掲げる推定再建築費に相当する額にあっては、当該乗じて得た額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額)</p> <p>1 昇降機設置工事費に係る推定再建築費 1.5/1000                  2 暖房設備設置工事費に係る推定再建築費 1.5/1000                  3 冷房設備設置工事費に係る推定再建築費 1.5/1000                  4 給湯設備設置工事費に係る推定再建築費 15.4/1000                  5 浴槽及びふろがまの設置工事費に係る推定再建築費 10.8/1000</p>	
(ニ) 特定優良賃貸住宅の災害による損害を補填するための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額	
(ホ) 特定優良賃貸住宅の建設のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に5/1200を乗じて得た額(当該住宅について、地代を必要とする場合においては、当該額に、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に6/1200を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額)	
(ヘ) 特定優良賃貸住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額	
(ト) (イ) から (ヘ) までの合計額に2/100 を乗じて得た額	
合 計 額	

(注) 推定再建築費及び推定再建築費に相当する額は、特定優良賃貸住宅の建築に要した費用に公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第6条により国土交通大臣が告示する率を乗じて得た額とする。